

# 厚生労働大臣が定める揭示事項等

## I 入院基本料に関する事項

### ①4階病棟（55床）療養病棟入院基本料I（20 対 1）

- ・1日に9名以上の看護職員及び看護補助者が勤務しています。

#### 【時間毎の職員1人当たりの患者受け持ち数】

職 種	0：00～8：30	8：30～16：30	16：30～0：00
看護職員	28名以内	11名以内	28名以内
看護補助者	55名以内	8名以内	55名以内

### ②3階病棟（52床）地域一般入院料3（15 対 1）

- ・1日に11名以上の看護職員、6名以上の看護補助者が勤務しています。

#### 【時間毎の職員1人当たりの患者受け持ち数】

職 種	0：00～8：30	8：30～16：30	16：30～0：00
看護職員	26名以内	8名以内	26名以内
看護補助者	52名以内	13名以内	52名以内

## II. 入院時の食事療養に関する事項

入院時食事療養（1）・入院時生活療養（1）

入院時食事療養（1）及び入院時生活療養（1）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

【食事の提供時間】 朝食8：00 昼食12：00 夕食18：00

## III. 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・一般病棟入院基本料【地域一般入院料3（15対1）】
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・療養病棟入院基本料【療養病棟入院基本料1】
- ・在宅復帰機能強化加算
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・入退院支援加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・データ提出加算【データ提出加算1・3口】
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算1
- ・経腸栄養管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算1

## IV. 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・ニコチン依存症管理料
- ・運動器リハビリテーション料（I）・脳血管疾患等リハビリテーション料（II）
- ・呼吸器リハビリテーション料（I）・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・CT撮影及びMRI撮影【CTのみ撮影（16列以上64列未満のマルチスライス型の機器）】
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 I
- ・入院ベースアップ評価料28
- ・がん性疼痛緩和指導管理料